平成２９年（フ）第２３号
徳島県阿南市那賀川町苅屋320　レジデンス福園101号室、住民票上の住所徳島県阿南市下大野町畑田72番地６
債務者　清水千恵美
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第９５号
愛媛県新居浜市松神子３丁目５番14号
債務者　村上　敬子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２９号
愛媛県今治市南高下町４丁目４番24号
債務者　山岡　洋二
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第５６号
福岡県直方市大字上新入2381番地１　市住３号
債務者　井上紗弥歌
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２３５号
大分市大字猪野1381番地の１（コスモパーク401）
債務者　軸屋　利佳
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３７号
大分市大字下徳丸55番地の７
債務者　宮崎　貴誠
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２７０号
大分市寿町８番４号　トーカンマンション大分中央412号、住民票上の住所大分市大字皆春661番地の３
債務者　板井　俊輔
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２５５号
宮崎市清武町加納甲2364番地１　オアシス加納Ｉ棟101号、前住所宮崎県延岡市古城町５丁目200番地　パープルハート303
債務者　黒木　　均
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７２号
宮崎市大字恒久1307番地２　斉藤コーポ５号
債務者　黒木　義貞
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９号
宮崎県日南市星倉３丁目７番地８
債務者　畠岡満千子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第１０２号
宮崎県延岡市長浜町３丁目1968番地２
債務者　佐保　　司
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１０３号
宮崎県延岡市長浜町３丁目1968番地２
債務者　佐保エイ子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１０４号
宮崎県日向市大字富高6444番地91
債務者　津島　美穂
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１４号
鹿児島県姶良市東餅田1172番地４　千日ハイツ201号
債務者　吉﨑　弘樹
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
鹿児島県姶良市東餅田1224番地44
債務者　笹山　成美
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
富山市願海寺501番地67、前住所富山市婦中町長沢4238番地３
債務者　奥田　尚吾
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９８号
富山市高屋敷291番地13　メゾン・ド・クオーレ101号、前住所富山市鶴ヶ丘町42番地
債務者　加藤　哲朗
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで　富山地方裁判所民事部